

地方自治法等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分、ゴシック部分は修正部分）

修正後	修正前	現行
<p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第九章 財務</p> <p>第十一節 雑則</p> <p>（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第二百四十三条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（職員の賠償責任）</p> <p>第二百四十三条の二の二（略）</p> <p>2～14（略）</p> <p>（職員等に対する損害賠償請求権等の放棄の禁止）</p> <p>第二百四十三条の二三 普通地方公共団体が有する当該普通地方公共団体の職員の違法な第二百四十二条第一項に規定する行為又は怠る事実に関する当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に対する損害賠償又は不当利得返還の請求権は、法律若しくはこれに基づく政令</p>	<p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第九章 財務</p> <p>第十一節 雑則</p> <p>〔普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責〕</p> <p>第二百四十三条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（職員の賠償責任）</p> <p>第二百四十三条の二の二（略）</p> <p>2～14（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第九章 財務</p> <p>第十一節 雑則</p> <p>（新設）</p> <p>（職員の賠償責任）</p> <p>第二百四十三条の二（略）</p> <p>2～14（略）</p>

に特別の定めがある場合又は当該行為若しくは怠る事実が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認められる場合を除くほか、放棄することができない。

○市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法（第五条関係）

（傍線部分は改正部分、ゴシック部分は修正部分）

修正後	修正前	現行
<p>第三章 合併特例区</p> <p>（地方自治法の財務に関する規定の準用）            第四十七条 地方自治法第二百八条から第二百十条まで、第二百十二条から第二百十四条まで、第二百五条（第五号を除く。）、第二百十六条、第二百二十条、第二百二十一条第二項及び第三項、第二百二十五条から第二百二十七条まで、第二百二十八条第一項前段、第二百三十一条、第二百三十一条の二第三項から第七項まで、第二百三十二条第一項、第二百三十二条の二、第二百三十二条の三、第二百三十二条の五、第二百三十二条の六、第二百三十三条の二本文、第二百三十四条から第二百三十四条の三まで、第二百三十五条の二第一項及び第二項、第二百三十五条の三から第二百三十八条まで、第二百三十八条の三から第二百三十八条の六まで、第二百三十九条から第二百四十二条の二まで、第二百四十二条の三（第三項を除く。）、第二百四十三条、第二百四十三条の二、第二百四十三条の二の</p>	<p>第三章 合併特例区</p> <p>（地方自治法の財務に関する規定の準用）            第四十七条 地方自治法第二百八条から第二百十条まで、第二百十二条から第二百十四条まで、第二百五条（第五号を除く。）、第二百十六条、第二百二十条、第二百二十一条第二項及び第三項、第二百二十五条から第二百二十七条まで、第二百二十八条第一項前段、第二百三十一条、第二百三十一条の二第三項から第七項まで、第二百三十二条第一項、第二百三十二条の二、第二百三十二条の三、第二百三十二条の五、第二百三十二条の六、第二百三十三条の二本文、第二百三十四条から第二百三十四条の三まで、第二百三十五条の二第一項及び第二項、第二百三十五条の三から第二百三十八条まで、第二百三十八条の三から第二百三十八条の六まで、第二百三十九条から第二百四十二条の二まで、第二百四十二条の三（第三項を除く。）、第二百四十三条、第二百四十三条の二、第二百四十三条の二の</p>	<p>第三章 合併特例区</p> <p>（地方自治法の財務に関する規定の準用）            第四十七条 地方自治法第二百八条から第二百十条まで、第二百十二条から第二百十四条まで、第二百五条（第五号を除く。）、第二百十六条、第二百二十条、第二百二十一条第二項及び第三項、第二百二十五条から第二百二十七条まで、第二百二十八条第一項前段、第二百三十一条、第二百三十一条の二第三項から第七項まで、第二百三十二条第一項、第二百三十二条の二、第二百三十二条の三、第二百三十二条の五、第二百三十二条の六、第二百三十三条の二本文、第二百三十四条から第二百三十四条の三まで、第二百三十五条の二第一項及び第二項、第二百三十五条の三から第二百三十八条まで、第二百三十八条の三から第二百三十八条の六まで、第二百三十九条から第二百四十二条の二まで、第二百四十二条の三（第三項を除く。）、第二百四十三条、第二百四十三条の二第一項から第五項まで、</p>

二第一項から第五項まで、第七項から第十項まで及び第十四項、**第二百四十三條の二の三**、第二百四十三條の三並びに第二百四十三條の五の規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、同法第二百九條第二項、第二百二十八條第一項前段、第二百三十七條第二項、第二百四十一條第一項、第二項及び第八項、第二百四十三條の二第一項及び第二項並びに第二百四十三條の三第一項中「**條例**」とあるのは、「**合併特例区規則**」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

二第一項から第五項まで、第七項から第十項まで及び第十四項、第二百四十三條の三並びに第二百四十三條の五の規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、同法第二百九條第二項、第二百二十八條第一項前段、第二百三十七條第二項、第二百四十一條第一項、第二項及び第八項、第二百四十三條の二第一項及び第二項並びに第二百四十三條の三第一項中「**條例**」とあるのは、「**合併特例区規則**」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第七項から第十項まで及び第十四項、第二百四十三條の三並びに第二百四十三條の五の規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、同法第二百九條第二項、第二百二十八條第一項前段、第二百三十七條第二項、第二百四十一條第一項、第二項及び第八項並びに第二百四十三條の三第一項中「**條例**」とあるのは、「**合併特例区規則**」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

○地方自治法等の一部を改正する法律案（第百九十三回国会閣法第五十五号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第四条（第三号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに次条第三項、第四項、第七項及び第九項並びに附則第五条第二項及び第七条の規定 公布の日</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 ①～7 （略）</p> <p>8  新地方自治法第二百四十三条の二の三（第五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四十七条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後の違法な新地方自治法第二百四十二条第一項に規定する行為又は怠る事実について適用する。</p> <p>9  （略）</p>	<p>附則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第四条（第三号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに次条第三項、第四項、第七項及び第八項並びに附則第五条第二項及び第七条の規定 公布の日</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 ①～7 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>8  （略）</p>